

「令和7年度補正 地域における受入環境整備促進事業補助金」【「観光地・観光産業における省力化投資補助事業」FAQ】

No.	大項目	小項目	質問	回答
1	事業全体	応募条件	グランピングや民泊を経営する事業者は応募可能ですか。	グランピング施設については、旅館業法上の営業許可を得ている施設であれば、対象となる可能性があります。別途、要件がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。 また、民泊（住宅宿泊事業法）については旅館業法の許認可に該当しないため、補助条件を満たし得ません。
2	事業全体	応募条件	計画申請時点において開業準備中（未開業）の施設も、申請可能ですか。	本事業は、宿泊施設における人手不足の解消に向けて、生産性向上や業務効率化により、人員の再配置を促すことを目的に、設備投資を支援する事業です。申請にあたっては宿泊施設における関連業務の現状や、当該設備・システム等の導入により、どのような生産性向上・業務効率化が見込めるのかを整理いただく必要がありますが、開業準備中（未開業）の場合、関連業務の現状を踏まえた設備・システム等の導入により、生産性向上・業務効率化が見込めるものではないため、申請できません。
3	事業全体	応募条件	計画申請時点において休業中の施設も、申請可能ですか。	計画申請時点において休業中である場合も申請可能ですが、完了実績報告時点までに宿泊施設として営業を再開し、宿泊客を受け入れている必要があります。 なお、申請にあたっては宿泊施設における関連業務の現状や、当該設備・システム等の導入により、どのような生産性向上・業務効率化が見込めるのかを整理いただく必要がありますので、休業の前後で宿泊施設の所有者及び運営者が変更とならない等の条件があります。詳細は事務局までお問い合わせください。
4	事業全体	応募条件	過年度の観光地・観光産業における人材不足対策事業にて交付決定を受けました。今年度も本事業に申請をすることはできますか。	過年度「観光地・観光産業における人材不足対策事業」にて交付決定を受けた場合でも、今年度に本事業にて申請を行うことが可能です。特定事業者の選定結果に対しても、過年度事業にて交付決定を受けたかどうかは影響しません。
5	事業全体	応募条件	「地域（DMO、地方公共団体等）と連携し、地域一体での求人活動等、人手不足解消のための具体的な取組を行っていること」の具体的な例を教えてください。	例えば、次のようなものを想定しております。ただし申請にあたっては事業詳細はあくまで任意での記載を求めており、以下はあくまで一例として、申請事業者において該当する取組実績があれば、取組実態に応じて適宜ご記入ください。 ・地域（DMO、地方公共団体等）が求人活動に取組んでおり、地域（DMO及び地方公共団体等）の求人に係るHP、チラシ等に掲載されていること ・地域（DMO、地方公共団体等）が実施する、業務効率化に資する研修等を受講したことがあること
6	事業全体	応募条件	「1事業者あたり3施設を上限とします」という公募要領の記載について、詳細を教えてください。	申請事業者が複数の宿泊施設を経営している場合、1事業者につき3施設 [※] まで申請することが可能です。複数の施設で申請する場合、各施設ごとに申請する必要があります。 [※] 複数回公募を行う場合には、公募全体を合わせて3施設を上限とします ただし、同一グループに属する複数の法人・個人から申請する場合は1グループあたり、合計3施設を上限とします。「同一グループ」とは、代表者が同一である場合、または企業会計が同一である場合（親会社（会社法第2条第4項）または子会社（同条第3項）に該当する場合を含む）とします。同一グループに属する複数の法人・個人から申請が行われる場合であっても、グループ全体として申請可能な施設数は合計3施設までとします。法人ごとの施設数の内訳は問いません。

No.	大項目	小項目	質問	回答
7	事業全体	応募条件	1つの申請の中で複数の種類の物品を含めて申請することは可能ですか。 (例：自動チェックイン機とPMS等の複数の物品を1申請の中に含める場合)	1申請の中に複数物品を含めることは可能です。1申請の範囲で補助上限額は1,000万円となりますのでご注意ください。
8	事業全体	応募条件	一次公募で申請した施設について、二次公募で再度申請することは可能ですか。	二次公募の実施有無については、一次公募の申請状況を見て検討いたします。仮に二次公募を実施する場合には、一次公募で交付決定されていない場合は、申請可能です。全公募期間で1施設につき1回のみ補助事業を実施することが可能です。
9	事業全体	応募条件	宿泊施設の所有者と実質的な営業者が異なる場合、宿泊施設の所有者と実質的な営業者のどちらから申請すればよいか教えてください。	宿泊事業者でない者も、当該宿泊施設を所有又は運営する宿泊事業者と運営委託関係又は賃貸借関係等にある場合に限って、補助対象事業者となることが可能です。ただし、補助事業を実施する宿泊施設の所有者又は運営者のどちらかが旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けていることが必要です。この場合、原則として、補助事業の実施に要する経費を負担し、取得するシステム、設備及び備品を所有・管理する者が補助対象事業者となります。 またその場合、申請にあたって両者の関係を示す証跡（賃貸借契約書、運営委託契約書等）が必要となりますので、ご注意ください。 個別にご事情がある場合は事務局にお問い合わせください。
10	事業全体	応募条件	他の補助金等との併用は可能ですか。	同一の補助対象について、国費を財源とする他の補助金等を併用することは認められません。ただし、補助対象が明確に異なる場合は、他の補助金等を併用いただくことも可能です。詳しくは併用を検討している補助金事業等の実施者にご確認ください。 地方公共団体が実施する補助金等についても、国費を財源とするものである場合、同一の補助対象について併用することはできません。ただし、地方公共団体が実施する補助金等が国費を財源とするものでなければ併用可能です。詳しくは併用を検討している補助金事業等を実施する地方公共団体にご確認ください。
11	事業全体	応募条件	本事業と中小企業庁の『中小企業省力化投資補助事業』の併用は可能でしょうか。	観光庁の「観光地・観光産業における人材不足対策事業」（令和7年度）または「観光地・観光産業における省力化投資補助事業」（令和8年度）により設備投資に対する補助金の交付決定を受け、それから10か月を経過していない事業者は、中小企業庁の「中小企業省力化投資補助事業」は補助対象外となりますので、ご注意ください。
12	計画申請	特定にあたっての優先事項	特定にあたって優先される以下2つの事項について、詳細を教えてください。 A. 「省力化投資に係るアンケート」に回答した宿泊施設 B. 中小企業基盤整備機構「省力化ナビ」を活用した事業者	A. 「省力化投資に係るアンケート」は宿泊施設ごとの省力化投資に前向きに取り組んでいるか確認するアンケートであり、計画申請（宿泊施設）ごとに回答いただく必要があります。本アンケートは、アンケート回答を確認した時点で優先事項Aに該当するものとして取り扱います。なお、アンケートの回答内容で優先順位が不利になることはありません。 B. 令和8年3月下旬頃にサービス開始予定でして、活用にあたってはGビズID（プライム）の取得が必要となります。申請には一定の期間を要する場合がありますため、事前にご準備ください。また、「省力化ナビ」を活用した結果、現状の課題に対する解決策の例が示されますが、出力結果と本事業における補助事業の内容が一致している必要はありません。

No.	大項目	小項目	質問	回答
13	計画申請	特定にあたっての優先事項	中小企業基盤整備機構「省力化ナビ」を活用するにあたって、取得するGビズID（プライム）について教えてください。	GビズIDは、デジタル庁が発行している事業者を対象とした共通認証システムです。アカウントを作成すると、複数の行政サービスにログインでき業務上の電子届出や申請に使用できます。プライムとはアカウント種別を指しており、法人代表者や個人事業主が対象で審査を受けたのちに作成できるものとなります。 詳しくは以下のURLをご確認ください。 URL : https://pr.gbiz-id.go.jp/?utm_source=gbizid&utm_medium=button&utm_campaign=fv_button_lp_202505
14	計画申請	スケジュール	事業計画申請書類に不備があった場合の対応について教えてください。	事務局での審査にあたって確認事項がある場合は、事務局から申請事業者に連絡のうえ、適宜ご説明・ご修正いただくことがありますので、ご了承ください。なお、不備があった場合は特定結果通知までのスケジュールが後ろ倒しになる可能性がありますので、ご注意ください。
15	計画申請	申請手続き	特設Webサイトの参加申込フォームから申し込しましたが、事務局からの案内メールが届きません。	迷惑メールとして届いていないか、受信ドメインの制限をしていないかご確認ください。それでも確認できない場合、事務局までお電話にてお問い合わせください。
16	計画申請	申請手続き	事業計画の特定によって、補助金の交付が決定しますか。	事業計画の特定は補助金の交付を決定するものではありません。事業計画審査では補助金交付の対象に資する事業であるかどうかを審査します。審査の結果、事業計画が特定された場合、その特定通知後に事業者が申請する交付申請の審査によって交付決定を行います。補助金額の確定は、事業完了後の最終検査を通じて確定します。
17	計画申請	提出書類	事業計画書における「従業員の賃金」について、記入に当たっての留意事項があれば教えてください。	事業計画書における「従業員の賃金」については、正社員のみでなく、パート・アルバイトを含む全従業員の賃金について標準的な賃金額のほか、平均値や中央値を記載いただきますようお願いいたします。全従業員の賃金についての記載が難しい場合、正社員のみ限定いただいても構いません。なお、各種手当は含まない基本的な賃金についての記載をお願いします。 また、証憑の提出は求めませんが、算出根拠や事業実施後の賃金上昇の状況について確認させていただく場合もありますので、申請事業者様においては、本事業の実施による生産性向上・業務効率化を鑑み、適切に目標を設定いただきますようお願いいたします。 なお、省力化投資に係るアンケートにおいては、正社員のみ平均月給を記入ください。詳細は、【参考様式】省力化投資に係るアンケート（下書き用フォーマット）の補足説明をご確認ください。
18	計画申請	提出書類	見積りを1者からしか取得できない場合の手続きについて教えてください。	業者等選定理由書の作成・提出をお願いします。書式の指定はありませんが、任意様式を特設Webサイト上に掲載しておりますので、ご利用ください。記載にあたっての必須事項は業務内容、選定業者名、選定理由となります。
19	計画申請	提出書類	見積りを2者から取得したところ、最安値の見積りよりも金額が高いが今回の事業に適していると考えられる見積りだったが、この場合最安値の見積り以外使用できませんか。	原則として同一条件での見積りを取得のうえ、最安値のものを採用してください。特定の事業者でなければならぬ場合は、その理由と根拠を基に相見積りの代わりに業者等選定理由書を作成・提出してください。

No.	大項目	小項目	質問	回答
20	計画申請	提出書類	見積書提出時の留意事項について教えてください。	相見積り提出にあたっては、採用の可否がわかるよう、データ名や見積書余白部分に「採用」または「不採用」等の記載してください。 また、採用する見積書中に補助対象外経費や補助対象経費として申請するつもりのない経費が含まれている場合は、二重線で消す等、補助対象経費として申請しないことがわかるように示してください。
21	計画申請	審査基準	事業計画の選定方法・選定基準を教えてください。	提出された申請書類を、事務局にて申請順に審査のうえ特定事業者を決定します。選定にあたっては、申請要件を満たしているかを確認した上で、「省力化投資に係るアンケート」に回答した宿泊施設や中小企業基盤整備機構「省力化ナビ」を活用した事業者を優先し、選定します。詳細は公募要領をご確認ください。
22	計画申請	審査結果	特定結果通知後、特定理由に関する問い合わせは可能ですか。	原則、特定結果に関する個別のお問い合わせは受けません。
23	計画申請	委託・外注先	販売事業者等に自社のグループ企業を選定しても問題ありませんか。	申請事業者と、システム、設備及び備品等の発注先事業者の代表者が同一である、または企業会計が同一である場合、当該システム、設備及び備品等の購入及び導入に係る経費は補助対象経費になりません。
24	計画申請	委託・外注先	申請手続きを、コンサルタントに代行委託しても問題ありませんか。	問題ありません。ただし、代行委託費用は補助対象外経費となります。また、宿泊施設外のコンサルタントが本補助金を申請される際は、申請施設のご担当者さまの氏名・連絡先もご記載ください。
25	計画申請	消費税の扱い	補助金申請時に、消費税込みの金額が補助金対象となるのでしょうか。	原則として、消費税は補助金の対象となりません。ただし、申請事業者が簡易課税事業者または免税対象事業者等の非課税事業者である場合は、消費税額を含めた形で交付申請を行う事ができます。詳細は公募要領をご確認ください。
26	計画申請	消費税の扱い	消費税の課税事業者であり、補助金を税抜き価格で申請をしているが、消費税分はどうなりますか。	確定申告時に申請をしていただくことで還付対象となり得ます。詳細は、各々で税理士等にご相談ください。
27	計画申請	補助対象経費	部屋食提供業務の効率化のための食事会場の整備や、布団敷き業務の効率化のためのベッド付客室への改修等の施設整備は補助対象になりますか。	建物（小屋、物置、仮設建築物等を含む）の新設・増築・改築・改修（間仕切りによるブース新設及び原状復帰の範囲を超える内装/外装の変更等）等の工事費（設備の導入及び設置に附属する必要最小限の工事費を除く）は補助対象となりません。
28	計画申請	補助対象経費	食器類の購入費は補助対象になりますか。	食器類は、設備及び備品に該当しないため、補助対象外です。

No.	大項目	小項目	質問	回答
29	計画申請	補助対象経費	汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品の購入費用は補助対象になりますか。	テレビ、事務用のパソコン、ディスプレイ、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機等、汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品単体の購入は補助対象外です。ただし、本事業で導入する他のシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められます。 なお、事業完了後の検査によって目的外使用等が判明した場合、公募要領に記載のとおり、申請を無効とし、特定の取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性がありますので、導入目的に沿って適切な使用・管理をいただきますようお願いいたします。
30	計画申請	補助対象経費	wifiを含むNW環境の整備に伴う機器の購入費は補助対象になりますか。	wifiを含むNW機器は汎用性が高く、一般使用が見込まれる物品に該当しますので、単体の購入は補助対象外です。ただし、本事業で導入する他のシステム及び設備等の利用にあたって必要不可欠とされる場合は、補助対象経費として認められます。 なお、事業完了後の検査によって目的外使用等が判明した場合、公募要領に記載のとおり、申請を無効とし、特定の取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性がありますので、導入目的に沿って適切な使用・管理をいただきますようお願いいたします。
31	計画申請	補助対象経費	補助対象外経費に記載の「経常的な経費」について教えてください。	光熱水費、通信料、仲介手数料、保証金等の通常業務を行うために継続して生じている経費のことをいいます。
32	計画申請	補助対象経費	月額・年額で支払うシステムの使用料や設備のレンタル料等のランニングコストも補助対象経費となりますか。	設備のレンタル料については補助対象外です。 月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）及びその保守は、交付決定日以降の運用開始日を起点とする最大2年分の費用が補助対象となります。ただし、前払いが可能で、精算時までには支払いが完了するものに限りです。
33	計画申請	補助対象経費	補助対象経費に記載の「サブスクリプション販売形式等」について、詳細を教えてください。	サブスクリプションは、ソフトやアプリケーション等のサービスの使用料金や保守等に要するランニングコスト等に限り対象とします。設備等の物品はリース料・レンタル料として補助対象外ですが、本事業で導入するソフトやアプリケーション等のサービスの利用にあたって必要不可欠とされる物品のレンタル料が含まれる場合は、補助対象として認められます。 ただし、交付決定日以降の運用開始日を起点とする最大2年分の範囲であり、前払いが可能で、精算時までには支払いが完了するものに限りです。
34	計画申請	補助対象経費	補助対象経費に記載の月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）及びその保守について、交付決定日以降の運用開始日を起点として契約期間が3年間のパックとなっている場合、最大2年分は補助対象経費となりますか。	記載の月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）及びその保守であっても、パック等で明確に1年分の費用を判別できない経費については補助対象外となります。

No.	大項目	小項目	質問	回答
35	計画申請	補助対象経費	客室の扉にスマートロックの導入を検討しています。スマートロック製品の導入あたって、扉の工事が必要となります。この場合、扉の工事費用は補助対象経費となりますか。	システム、設備及び備品の導入及び設置に附随する経費は、必要最小限の範囲で補助対象となります。
36	計画申請	補助対象経費	交付決定前に事業に対する準備費用が社内で発生した場合、交付申請額に含めて補助金申請してもよいですか。	交付決定前に発生した費用に関しては、全て補助対象外となります。
37	計画申請	補助対象経費	中古設備の導入を検討しています。この場合、中古品の購入は補助対象になりますか。	補助対象事業で整備する設備・機器において中古品を用いる場合、中古市場において価格設定の適正性が明確ではないため、中古品の購入費用については補助対象外となります。
38	計画申請	補助対象経費	補助対象外経費に記載の「[中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）]の製品カタログ」は今後内容が更新されますか。	一次公募期間中には公募要領 別紙2に記載の内容は更新されません。公募要領の公開時点で掲載されている内容を参考にご確認をお願いいたします。 今後、二次公募以降が実施される場合には、公募ごとに内容が更新される可能性がありますので、最新の公募要領をご確認ください。
39	計画申請	補助対象経費	補助対象外経費として記載の「外部への業務委託等に要する経費」について、詳細を教えてください。	前提として、本事業の補助対象経費に関する種別の中心はシステム、設備の購入費用となります。「外部への業務委託等に要する経費」とは、このようなシステムや設備ではなく、役務等を主とした業務委託サービスを指して補助対象外経費と定義しています。 例えば、問い合わせ対応をオペレーターの方による役務によって代替することを中心としたサービスがあげられます。 ただし、システム等の導入・運用に付随する必要最小限の役務提供で、システム利用料と不可分であるものは補助対象経費に含まれます。
40	計画申請	補助対象経費	主には宿泊施設内で使用することを見込んでいますが、一時的に外で使う可能性のあるインカムは補助対象になりますか。	主に宿泊施設外での利用が想定されるシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費については、補助対象外となります。
41	計画申請	補助対象経費	宿泊施設と同じ敷地内にあるテーマパークで使用する翻訳機は補助対象となりますか。	宿泊施設（宿泊施設に併設され、補助対象事業者が運営する施設）内であっても、宿泊施設の一部とはみなすことが出来ない場所（ゴルフ場、スキー場、テーマパーク等）での使用が見込まれるシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費は補助対象外となります。
42	計画申請	計画特定	昨年度までのように採択通知は送付されないのでしょうか。	今年度は事務局にて事業計画を審査のうえ、申請者に対して審査結果を通知します（計画特定）。計画が特定となっても、この時点では、まだ補助事業に着手すること（契約・納品・発注先への支払い等）ができないことに留意してください。

No.	大項目	小項目	質問	回答
43	計画申請	計画特定	本事業では公募要領別紙1に記載されているシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置ではない内容での申請だと計画の特定率が低くなりますか。	公募要領で示している以下のA・Bのどちらを選んだ場合でも計画特定率は変わりません。 区分A：宿泊施設における、別紙1に記載されているシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費（システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に附随する経費を含む。） 区分B：A以外で、宿泊施設において実施する人手不足の解消に資するシステム、設備及び備品の購入、導入及び設置に要する経費（システム、設備及び備品の購入、導入及び設置に附随する経費を含む。）
44	交付申請	申請手続き	交付決定額が、計画申請額より減額となることはありますか。	事業計画で申請した額に補助対象外経費が含まれる等の理由により、交付決定額が計画申請額より減額となることがあります。事業計画での申請額は、事業計画特定をもって交付額が確定するものではないのでご注意ください。
45	事業実施	事業開始	交付決定通知の受領前に、委託先との契約締結を済ませても問題ありませんか。	交付決定前の発注・契約・支出行為は認められません。契約締結日や発注日等は必ず交付決定日以降としてください。
46	事業実施	交付決定の変更等申請	「交付決定の変更等申請」は、どのような場合に必要ですか。	交付決定後、補助事業の目的に沿った範囲内で、やむを得ず補助事業の実施内容を変更する場合には、あらかじめ、交付決定の変更等の手続きを行ってください。また、当初の補助金額（交付決定通知の補助金の額）が減額となる場合にも、原則として交付決定の変更等の手続きが必要となります。交付決定の変更等の手続きを行わずに補助事業の実施内容を変更した場合、補助対象経費として認められない可能性があります。 なお、「変更後の補助金額」は、「当初の補助金額（交付決定通知の補助金の額）」を超えることはできません。
47	事業実施	経費の支払い	設備及びサービス等の発注先事業者への経費の支払いについて、支払い方法の制限はありますか。	補助対象経費（発注先への支払い）は、原則として銀行振込に限ります。例外的に現金またはクレジットカードでの支払いが認められる場合もあります。金券および電子マネー等で支払った場合は、いかなる理由があっても補助対象経費として認められませんのでご注意ください。
48	事業実施	完了実績報告	（様式第10）取得財産等管理台帳の「処分制限期間」は、どのように記載すればよいですか。	交付規程第19条第2項に規定のとおり、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間をご記載ください。
49	事業実施	経費の支払い	設備及びサービス等の発注先事業者への経費の支払いによって、ポイントが付与されても問題ありませんか。	量販店での設備購入やクレジットカードによる支払い等の事由によりポイントが付与される場合、原則としてポイントの付与を受けないようにしてください。やむを得ずポイントが付与された場合、完了実績報告時に申請する補助金額から付与されたポイント相当額を差引くようにしてください。 なお、ポイント相当額を差し引く際、付与されたポイントは自己負担分に係る付与分を含め、すべて補助額から差し引いていただく必要があります。
50	事業実施	補助金の支払い	補助金交付決定後、概算払してもらうことは可能ですか。	補助金は精算払となります。概算払はできません。